

弁護士に聞く



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

58



休日のアルバイト

1、いま、働き方改革の風が激しく吹いている。その中の議論の一つに「兼業・副業」（以下、「兼業等」）問題がある。

しつかりできなくなったり、健康問題に発展したりすることへの懸念があるからである。また、就業時間中に、他のことをすれば、職務専念義務に違反とされることもある。

従来、企業は、これを是正してきた。これは、兼業等を許せば、会社で知つた秘密を他の会社で使つなど、企業の重要な内部情報を外部に流出することになりかねず、労働者において兼業等をすれば、十分な休息・睡眠をとれず、本来の業務が



わち、兼業等許可違反といふことだけではなく、兼業等が会社業務の遂行にどのような支障をもたらしているか、健康管理の面から問題となることはないか、他の従業員に影響を及ぼしていないか、会社内部の秩序を乱していないか、他からの苦情などないか、など様々など点から問題とされるのであって、懲戒とするには、それなりの調査と準備が必要になる。

2、会社の許可なく、休日にアルバイトする社員がいる場合に、規定違反として、懲戒処分をすることができるか。大阪経済法律学園事件（大阪地方裁判所 平成19年12月20日判決）は、就業規則に「教員及び職

員が大学外の職を兼ねようとするときは、理事長の許可を得なければならぬ」とされていたところ、学校法人職員が他の大学院の修士課程等に入学したことを理由に懲戒解雇したところ、大学院への入学は兼業に当たらぬこと、大学院への在籍が職務と関連せず、就業状況からしても勤務中は勤勉していることもなく職務専念義務に反することもない、とされ、懲戒解雇は無効であると判断された。これは、会社の許可を得ないで兼業等をしたからといって、懲戒が直ちに認められないことを示している。すな

するリスクを説明する、健康管理の面から問題があるとの指摘をする、ほかの従業員へも兼業に対する方針を再度示すなど、会社において対応は必定であると思われる。

3、しかしながら、社員が無許可で兼業等をしている場合、それを指をくわえて黙つてみていればよい、というのではない。もし兼業等を知りながら、なにもしなければ、会社が認めていたと評価されてしまい、あとで問題視することはできないことになる。兼業等の許可に違反することに端を発し、その労働者に注意喚起する、指導する、会社の業務に影響

員）

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝